

網走市総合体育館使用料

利用区分\時間区分				午前	午後	夜間	全日	
				午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後9時30分まで	午前 9 時から 午後9時30分まで	
専用利用	第 1 体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	5,660 円	5,660 円	7,560 円	17,000 円	
			入場料を徴収する場合	12,600 円	12,600 円	18,900 円	39,680 円	
		その他の催し物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,680 円	22,680 円	34,020 円	71,430 円	
			営利を目的とする場合	65,520 円	65,520 円	97,020 円	205,240 円	
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	42,840 円	42,840 円	63,000 円	133,810 円	
			営利を目的とする場合	138,600 円	138,600 円	201,600 円	430,920 円	
		第2・3体育室			2,130 円	2,130 円	3,140 円	6,670 円
		第4体育室			870 円	870 円	1,260 円	2,640 円
	第1トレーニング室			1,000 円	1,000 円	1,380 円	3,020 円	
	第2トレーニング室			1,000 円	1,000 円	1,380 円	3,020 円	
	会議室			870 円	870 円	1,260 円	2,640 円	

- 備考 1 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に第1体育室を利用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
但し、個人利用の場合を除く。
- 2 第1体育室又は第2、3体育室を専用とする場合について、その利用面積が総面積の2分の1に満たない場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 3 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 利用のための準備及び現状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 暖房料については、専用利用に限り、当該利用料の100分の40に相当する額を徴収する（暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。）
- 6 開館前又は閉館後の使用料については、開館後又は閉館前の使用料の1時間相当額に100分の30(1時間につき)を割り増した額を徴収する(1時間に満たない場合は、1時間とする。))。
- 7 使用料の計算において10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 8 入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかなを問わず体育館に入館する者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 9 そのほか、備品の利用に応じて総合体育館備付物件等使用料を徴収する。